

## 御売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項（その他取引ルール）

下関市地方御売市場特牛市場

事項	業務規程の内容	理由
市場の休開場日及び開場の時間	<p>次に掲げる日を除き、毎日開場するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日曜日</li> <li>・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日</li> <li>・ 1月2日、8月15及び同月16日</li> <li>・ 市長は、必要があると認めるときは、休日に開場し、休日以外の日に開場しないことができる。</li> </ul> <p>・ 市場の開場の時間は、午前0時から午後8時までとし、販売開始時刻を午前1時50分、販売終了時刻を午後8時とする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。</p>	安定的な生鮮食料品等の流通を確保するため。
せり人の登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場において御売業者が行う御売のせり人は、せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有する者で市長の登録を受けているものでなければならない。</li> <li>・ 市長は、登録を受けたせり人に対し、登録証を交付するものとする。</li> </ul>	公正・公平な取引を確保するため。
御売業者の許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 御売業者として、市場において御売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</li> </ul>	公正・公平な取引を確保するため。
売買参加者の承認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買参加者として、市場において御売業者が行うせり売又は入札に参加しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</li> </ul>	公正・公平な取引を確保するため。
関連事業者の許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者その他の市場の利用者に便益を提供する者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。</li> </ul>	市場機能の充実を図り、市場利用者に便益を提供するため。
受託物品の検収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 御売業者は、御売のための販売の委託を受けた物品を受領するに当たっては、その検収を確実に行うものとし、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、当該物品の受領に出荷者が立ち会っていて、その了承が得られたときは、この限りでない。</li> </ul>	安全・安心な生鮮食料品の流通を確保するため。

売買参加者の明示及び引き取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者は、その卸売をした物品を買い受けた売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。</li> <li>売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。</li> </ul>	安全・安心な取引を確保するため。
売買取引の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、不正な行為があると認めるときは、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。</li> </ul>	公正・公平な取引を確保するため。
衛生上有害な物品の売買禁止等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないよう努めるものとする。</li> <li>衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。</li> <li>市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。</li> </ul>	安全・安心な生鮮食料品の流通を確保するため。
卸売予定数量等の市長への報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者は、毎開場日、当該卸売業者が市場で取り扱う主要な品目について、その日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格を市長に報告しなければならない。</li> </ul>	取引実態を把握し、開設者が公表する事項の基礎データとするため。
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者は、食品衛生法、その他食品衛生に関する法令に則して、物品の品質管理に努めなければならない。</li> </ul>	安全・安心な生鮮食料品の流通を確保するため。
せり売の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>せり売は、その上場物品について品名、数量その他必要な事項を呼び上げた後に行い、せり人が最高申込価格を呼び上げたときは、その申込者をせり落し人として決定し、せり人は、直ちにその価格及び氏名又は買参加者番号を呼び上げなければならない。ただし、最高申込価格の申込者が2人以上あるときは、抽選その他適当な方法でせり落し人を決定することとする。</li> </ul>	公正・公平な取引を確保するため。
入札売の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札売は、その販売物品について品名、数量その他必要な事項を掲示し、又は呼び上げた後、入札人に対し一定の入札書に氏名、入札金額その他必要な事項を記載させることにより行い、開札は、入札終了後、直</li> </ul>	公正・公平な取引を確保するため。

	<p>ちに行い、せり落し人が決定したときは、直ちにその価格及び氏名又は売買参加者番号を呼び上げなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最高入札価格の入札人を落札人とする。ただし、指値のある物品について、最高入札価格が指値に達しないときは、この限りでなく、最高申込価格の申込者が2人以上あるときは、抽選その他適当な方法でせり落し人を決定しなければならない。</li> </ul>	
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札人を確認できないとき、入札金額その他必要な記載事項が不明なとき若しくは不当又は不正な行為があったとき、その入札は無効とする。</li> </ul>	公正・公平な取引を確保するため。
第三者販売の原則禁止	規定なし	取引の自由度を高め、安定的な生鮮食料品の流通を確保するため。
直荷引きの原則禁止	規定なし	取引の自由度を高め、安定的な生鮮食料品の流通を確保するため。
商物一致の原則	規定なし	取引の自由度を高め、安定的な生鮮食料品の流通を確保するため。
自己買受の禁止	規定なし	取引の自由度を高め、安定的な生鮮食料品の流通を確保するため。
受託拒否の禁止	規定なし	取引の自由度を高めるため。